

## 「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善につきましては、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充もふくめ、これまで数次にわたる取組みが行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税率引上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。このことを受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。当該加算を受けるためには下記要件を満たしている必要があります。

### 【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・「処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ」を算定していること
- ・職場環境要件について、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

## 「見える化要件」とは

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の必要要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取組みについて、介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。



## 見える化要件について当施設での取り組み内容

	職場環境要件項目	当施設としての取り組み
資質の向上	より専門性の高い介護技術を取得しようとする職員への支援	年間を通じた人材開発研修への参加支援
	介護福祉機器に関する知識向上	介護設備・福祉機器の展示会へ積極的に参加させている
労働環境 処遇の改善	人事考課制度	評価による給与制度を導入
	子育て応援	期末手当には扶養手当も含まれる
	介護職員の腰痛対策など負担軽減を目的とした機器の導入	ベッドの電動化促進 移動移譲ロボットの導入
	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	同一法人に設置されている職員用保育所の一時利用が出来る体制を整えスムーズに職場復帰
	健康診断・心の健康など兼管理面の強化、職員休憩室・分煙スペースの設置	健康診断受診時のオプション検査の一部施設負担、同一法人より見えられる産業医との面談を実施している
その他	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	地域小学校の運動会・学習発表会・卒業式 市民センターで認知症予防教室の開催 認知症カフェを開放し、地域との交流を積極的に行っている
	業務負担の軽減	積極的職員の採用 ICTシステムを導入し、記録作業の時間軽減